

琵琶湖および河川の魚類等の生息状況調査結果（概要）

琵琶湖漁業は、琵琶湖の永い歴史の中で形成された生態系を基に成立しており、生態系的確な把握は漁業振興を図るためには重要な課題である。

滋賀県水産試験場ではこれまで1911年～1915年（明治44年～大正4年）に「琵琶湖水産調査」、1953年（昭和28年）には「琵琶湖水位低下対策（水産生物）調査」、また1969年（昭和44年）には「琵琶湖沿岸帯調査」を実施するなど、生態系の総合的な把握に努めてきた。

以来、今日にいたるまで琵琶湖の環境は様変わりし、また外来生物の侵入等により生態系も大きく変化してきたことから、あらためて琵琶湖を中心とした生態系の現況を把握し、今後の水産振興対策、水産資源対策、生態系保全対策等の基礎資料を得ることとした。

その手始めとして、琵琶湖、河川、内湖等、県下水域における魚類および甲殻類の生息状況を把握する一斉調査を実施した。

1. 調査方法

(1) 調査期間

1994年（平成6年）4月～1995年（平成7年）3月

(2) 調査準備

「滋賀県漁業調整規則」により採捕の禁止期間、漁獲体型の制限、漁具漁法の制限および禁止等が定められており、また漁業権の設置されている水域もあることより、現地調査にあたっては、事前に水産課、漁業協同組合等に特別採捕許可の申請等、必要な措置を講じた。

なお調査にあたっては、県下全域を網羅し、より正確に実態を把握するため、水産試験場の調査以外に漁業協同組合、漁業者等関係者に対し希少魚種を中心としたサンプル採集の協力を依頼した。

(3) 調査体制

水産試験場職員全員が調査にあたることとし、調査場所（河川上流、河川中・下流、内湖、琵琶湖沿岸、琵琶湖沖合等）ごとに調査班を編成し、1地点3～4名のメンバーで調査した。

【総括】

場長 平塚 忠征

主任専門員 高橋 誓

【河川上流・エリ漁獲標本調査班…漁場加工係】

里井 晋一
太田 豊三
森田 尚
二宮 浩司
吉岡 剛 ……調査班長、とりまとめ責任者

【河川中下流・内湖・琵琶湖沖合・補完調査班…資源係】

山中 治 ……調査概要とりまとめ責任者
井嶋 重尾
遠藤 誠
井出 充彦 ……調査班長、とりまとめ責任者
孝橋 賢一
酒井 明久

【琵琶湖沿岸調査班…増殖係】

水谷 英志
氏家 宗二
藤原 公一 ……調査班長、とりまとめ責任者
小林 徹
井戸本純一
臼杵 崇広
根本 守仁

(4) 調査対象

琵琶湖および河川等県下に生息している魚類および甲殻類（エビ類・カニ類のみ）とし、以下両者をあわせて「魚類等」という。

(5) 調査地点

県下内陸部および琵琶湖の魚類等の生息状況を総合的に把握するため、県下を5地域に区分し、各調査地域から河川、内湖など水域別に一定数の調査地点を次のとおり設定した。

内陸部 各地域ごとに1河川（上流2地点、中・下流2地点）を原則とした。

各地域ごとに1内湖（1地点）を原則とした。

琵琶湖 各地域ごとに沿岸2地点、沖合1地点を原則とした。

また、各水域ごとにエリの漁獲標本調査1箇所を原則とした。

※ 沿岸は概ね水深7m以浅、沖合は水深20m以上の水域

(6) 調査時期

内陸部（河川、内湖）は夏期、冬期の年2回、琵琶湖（沿岸、沖合、エリ漁獲標本調査）は春期、夏期、秋期、冬期の年4回を原則とした。

(7) 採集漁具

調査場所の状態によって、適している漁具、使用できる漁具はさまざまであると考えられたので、使用する漁具は自由に選択するものとしたが、調査場所のほか、最低限、以下の内容を記録しておき、生息量に関する定量化の一助とすることとした。

〔投網〕

投網の目合いおよび投網の打数を記録する。

〔びんづけ〕 禁止漁具

餌で誘引する。設置数、設置時間を記録する。

〔モンドリ〕

餌で誘引する。設置数、設置時間を記録する。

〔刺網〕

刺網の目合いおよび設置数、設置時間を記録する。

〔小型定置網（張網）〕

設置数、設置時間を記録する。

〔小型地曳網〕

地曳網を曳いた回数、距離を記録する。

〔電気ショックカー〕 禁止漁具

使用回数、使用時間を記録する。

〔沖曳〕

曳網回数、距離、水深を記録する。

(8) 種の同定および計測

現地採集調査では標本として持ち帰る尾数を1魚種・1漁具について50尾を限度とし、標本としない魚介類は尾数を数えて現地に戻した。

持ち帰った標本については、種を同定し、すべての個体について体重および全長、体長を測定した。